

条件付一般競争入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び亘理町財務規則（平成 7 年規則第 6 号）第 94 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 5 年 6 月 15 日

亘理町長 山 田 周 伸

1、工事の概要

- (1) 工事番号 第 10135001 号
- (2) 工 事 名 令和 5 年度 交通安全施設工事
- (3) 工事場所 亘理町 内
- (4) 工事内容

交通安全施設工事

・道路反射鏡工

カーブミラー（φ800・1面鏡・独立柱）N= 3 基

カーブミラー（φ800・2面鏡・独立柱）N= 1 基

カーブミラー（φ800・1面鏡・電柱） N= 1 基

カーブミラー（φ800・2面鏡・電柱） N= 1 基

・区画線工

区画線（実線・W=15cm） L=5,926m

区画線（破線・W=15cm） L=1,538m

区画線（破線・W=30cm） L= 152m

区画線（矢印・記号 W=15cm 換算） L= 255m

- (5) 工 期 契約日の翌日から令和 5 年 12 月 28 日まで
- (6) 予定価格 10,721,000 円（消費税及び地方消費税を除く）

2、入札参加条件

- (1) 令和 5・6 年度亘理町入札参加資格者名簿（登録部門：塗装工事）に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 開札日に亘理町から指名停止を受けている期間でないこと。
- (4) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 宮城県仙台市、名取市、岩沼市、角田市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町に本店を有する事業者で、建設業法による塗装工事について建設業の許可を受けている者であること。
- (6) 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査結果で、塗装工事について総合評定値(P)が 600 点以上の者であること。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札参加心得第 1 条の規定に抵触するものではないことに留意すること。
 - ① 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。
 - 1) 親会社と子会社の関係にある場合
 - 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ② 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1) については、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。
 - 1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 主任技術者、監理技術者を適正に配置できるとともに、現場代理人を常駐で配置すること。

3、入札手続きにおける担当課

〒989-2393

宮城県亘理郡亘理町字悠里 1 番地

亘理町財政課 管財班

TEL : 0223-34-0502 (直通) FAX : 0223-32-1433

E-mail : kanzai2@town.watari.miyagi.jp

4、競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、次に従い、申請書（様式第2号）及び資料（様式第3号、様式第4号）を提出し、互理町長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、申請書及び資料を下記の期日以内に提出しない者は、本競争に参加することができない。

申請書提出期日：令和5年6月15日から令和5年6月23日まで

申請書提出方法：8時30分から12時及び13時から17時15分の間、互理町財政課管財班まで持参すること。

入札参加資格審査結果通知予定日：令和5年6月28日

※ 審査結果通知はメールで通知します。入札会当日に原本と引き換えますのでメールで送付した通知書を持参して下さい。

- (2) 配置予定の技術者

建設業法（昭和24年法律第100号）等に基づき、当該入札参加業者と入札参加受付の手続きを行った日より3か月以上前から直接雇用関係のある主任技術者又は監理技術者（以下「配置技術者」という。）をこの工事現場に配置できること。また、配置予定の技術者の調書（様式4）と資格等を証明する書類の写しを提出すること。

なお、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者であり、監理技術者資格者証の写し（表裏）を提出すること。

- (3) 競争参加資格の確認は、申請者すべてに対し行うものとする。
(4) 資料の作成説明会は行わない。
(5) 申請書等は互理町ホームページよりダウンロードして使用すること。

5、仕様書の閲覧

閲覧：令和5年6月15日から令和5年6月29日まで

互理町公式ホームページにより公開

6、閲覧に対する質問

- (1) 閲覧に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。
- ①提出方法 メールでの提出（メール送信後に受信確認の電話をすること。）
 - ②受領期間 令和5年6月15日9時から令和5年6月23日の10時まで
 - ③提出場所 互理町財政課管財班
- (2) (1) の全ての質問に対する回答は、令和5年6月28日10時に、入札参加資格を有する全ての者へメールでおこなう。

7、入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日 時 令和5年6月30日 10時15分
(2) 場 所 互理町役場 2階大会議室（控席：2階大会議室前ロビー）

8、入札方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10 に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の100 に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札時に入札書に記載する金額の積算内訳書を提出すること。なお、積算内訳書と入札書の内容が異なる場合は無効となります。

- (2) 入札執行回数は1回とする。
- (3) 最低制限価格 有

9、入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 亶理町建設工事請負契約約款第4条による保証（保証金額は、契約金額の10分の1に相当する額とする。）に付すこと。

10、開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。

11、入札の失格

亶理町建設工事等執行規則第19条に該当するときは失格とする。

12、支払い条件

前金払	45%以下
中間前金払	20%以下

13、その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は入札参加心得を熟読し、厳守すること。
- (3) 資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (4) 落札者は、様式第4号に記載した配置予定の技術者を当該工事に配置すること。
- (5) 仕様書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。
- (6) 入札の無効

亶理町建設工事等執行規則第20条に該当する入札があったと認めたときは無効とする。